

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 10 月

多摩市

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	6
4 発生段階の考え方	8
5 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、市等の役割と実施体制	11
1 基本的な責務	11
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	15
第3章 対策の基本項目	21
1 情報提供・共有	21
2 感染拡大防止	25
3 予防接種	27
4 市民生活及び経済活動の安定の確保	32
5 その他	36
<緊急事態宣言時の措置>	37
第4章 各段階における対策	42
1 未発生期	43
2 海外発生期	46
3 国内発生早期	49
4 都内発生早期	52
5 都内感染期	56
6 小康期	60
参考 新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市連携・協 力に関する基本協定	62

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国は、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」により、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

しかし、病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられたことから、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の知見や教訓を踏まえつつ、

対策の実効性をより高めるための検討を重ね、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、平成24年5月に特措法が成立した。

3 国及び東京都の行動計画の策定

国は、平成25年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する基本方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を策定した。

東京都（以下、「都」という。）は、平成25年11月、特措法第7条に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「東京都行動計画」という。）を策定し、政府行動計画と同様、基本方針や実施する対策等を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた。

なお、政府行動計画及び東京都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

4 多摩市の行動計画の策定

多摩市（以下「市」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21年6月に「多摩市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成22年3月に「多摩市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月の特措法施行に伴い、市は平成25年6月21日多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定した。

また、政府行動計画やガイドライン、東京都行動計画等が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条の規定に基づく「多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「多摩市行動計画」という。）」を新たに策定するものである。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

多摩市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

多摩市行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画等に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示し、市の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

多摩市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する有識者の意見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修・訓練の実施などを通して対応能力を高める。

(5) 計画の策定

多摩市行動計画の策定にあたっては、医療関係団体、保健所等から意見を聴取する。

2 対策の目的

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

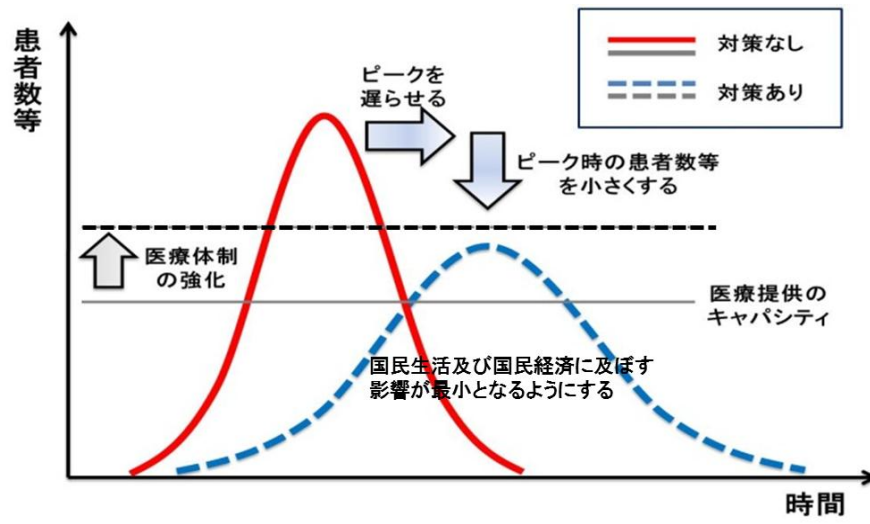
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、都における医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

多摩市行動計画を策定するに際しては、有効な対策を考える上で、被害想定として、都に準じて患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータに基づいた国や都の予測を参考に、一つの例として次のように想定する。

健康被害の数値については、東京都行動計画に準じ、市民（仮定人口14.6万人）の約30%が罹患するものとして流行予測を行い、罹患した患者が全て医療機関を受診するものと仮定する（政府行動計画では、全人口の25%が罹患すると想定）。

ピーク時の健康被害の数値に関しては、都の想定に基づき、都の人口に占める市の人口比、1.1%から算出する（東京都人口13,222,760人：多摩市人口145,719人（平成25年1月1日現在））。

<流行規模・被害想定>

被害想定		東京都	多摩市
流行予測による被害	患者数	3,785,000人	43,800人
	外来受診者数	3,785,000人	43,800人
	入院患者数	291,200人	3,370人
	死亡者数（インフルエンザ関連死亡者数）※	14,100人	170人
流行予測によるピーク時の被害	1日新規外来患者数	49,300人	550人
	1日最大患者数	373,200人	4,110人
	1日新規入院患者数	3,800人	50人
	1日最大必要病床数	26,500床	230床

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、多摩市行動計画においては、東京都行動計画の発生段階に準じて、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

多摩市は、政府行動計画及び東京都行動計画で定める発生段階にあわせた6区分とし、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期としている。

また、東京都行動計画では、医療現場は、患者数により対応が大きく異なるため、患者の接触歴が追えなくなった時点で移行する「都内感染期」をさらに3つのステージに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備することとしている。

東京都行動計画で定める発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「東京都対策本部」という。）（本部長：東京都知事）において決定される。

なお、政府行動計画で定める発生段階の移行は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示される。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		東京都行動計画	状態
国	地方	多摩市行動計画	
未発生期			新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期			海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
	地域発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	地域感染期	都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期			新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。

この場合において、次の点に留意する。

（１） 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が行う医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２） 柔軟な対応

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（３） 関係機関相互の連携・協力の確保

多摩市新型インフルエンザ等対策本部（以下「多摩市対策本部」という。）、東京都対策本部及び近隣自治体の対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

(4) 記録の作成

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、多摩市対策本部における対策の実施に係る記録を作成する。

(5) 業務継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部の業務継続計画（BCP）の更新や、マニュアル等を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

(6) 計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見や、政府行動計画及び東京都行動計画の見直し等により、必要が生じた場合には適宜、多摩市行動計画を見直すものとする。

第2章 国、都、市等の役割と市の実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市区町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関（※）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

※ 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

(2) 東京都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、感染症の発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など、東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 多摩市

平常時には、多摩市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

発生時には、住民への予防接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者(※)への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するよう努める。対策の実施に当たっては、都や近隣市、特に南多摩保健所管内の日野市、稲城市と緊密な連携[※]を図る。

※ 要援護者は、多摩市災害時要援護者避難支援計画の要援護者を基本とするが、同居者がいたり、家族が近くにいる場合など支障なく日常生活できる者は除く。

- ・ 介護保険における要介護1以上
- ・ 身体障がい者手帳1・2級
- ・ 視覚障がい者3～6級
- ・ 聴覚障がい者3・4級
- ・ 知的障がい者一愛の手帳1～4度
- ・ 精神障がい者手帳1～2度
- ・ 人工透析者
- ・ 呼吸器障がい者
- ・ 日本語の理解が十分でない外国人

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた

医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関 (※)

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

※ 指定公共機関

特措法第2条6項に規定される、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

※ 指定地方公共機関

特措法第2条7項に規定される、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(6) 登録事業者 (※)

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

※ 登録事業者

特措法第28条1項1号に規定される、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年多摩市条例第 31 号）及び多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 25 年多摩市規則第 53 号）に基づき、直ちに多摩市対策本部を設置する。

多摩市対策本部は、東京都対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取する。

また、多摩市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、東京都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、緊急事態宣言が行われない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合等は、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、情報の共有をするとともに、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

（１）多摩市対策本部の構成

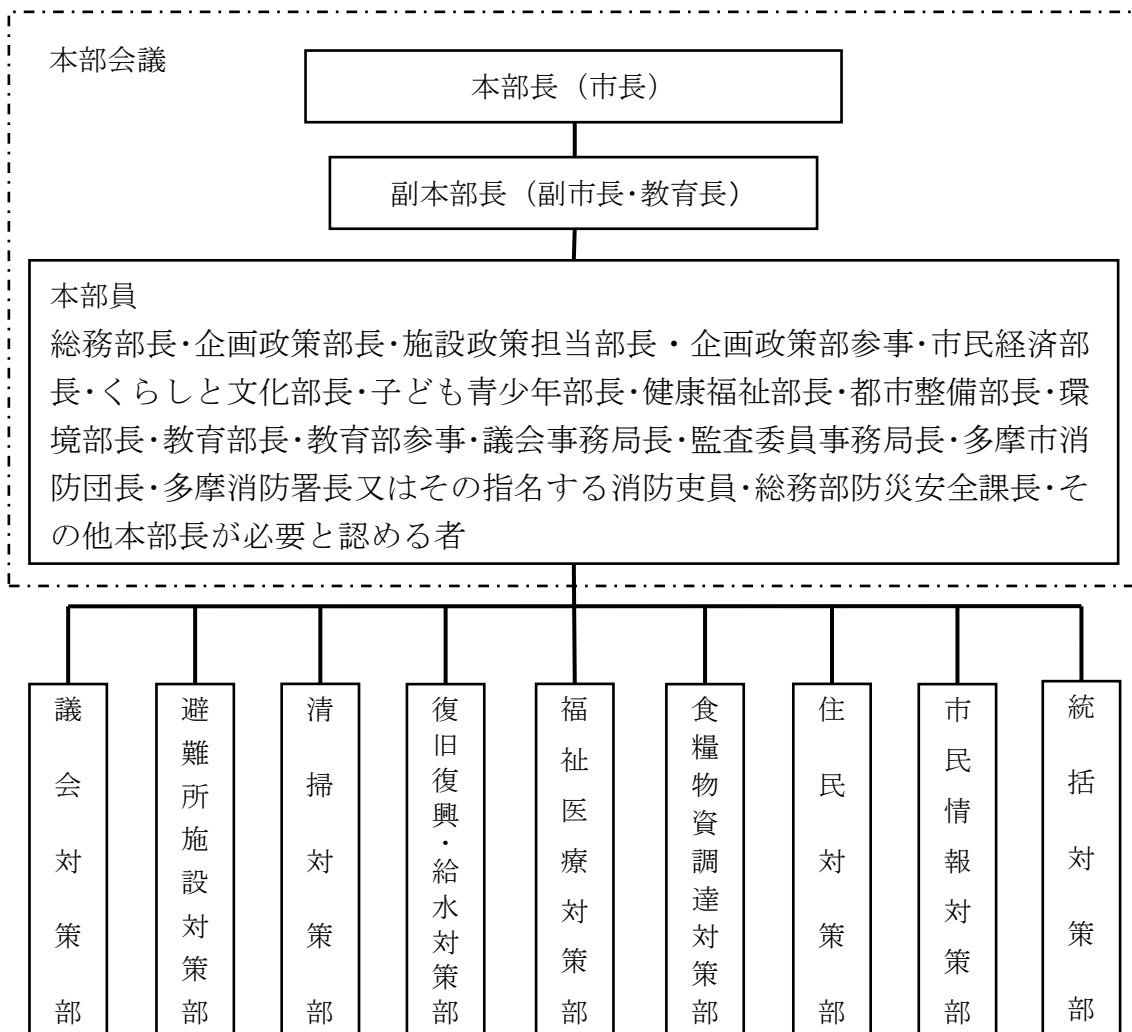
ア 組織及び職員

- 本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括し、対策本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。
- 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
多摩市組織規則に規定する部長並びに担当部長・参事及び参与、多摩市教育委員会事務局組織規則に規定する部長並びに担当部長・参事及び参与、議会事務局長、監査委員事務局長、多摩市消防団長、東京消防庁多摩消防署長又はその指名する消防吏員、総務部防災安全課長をもって充てる。
- 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が指名する。

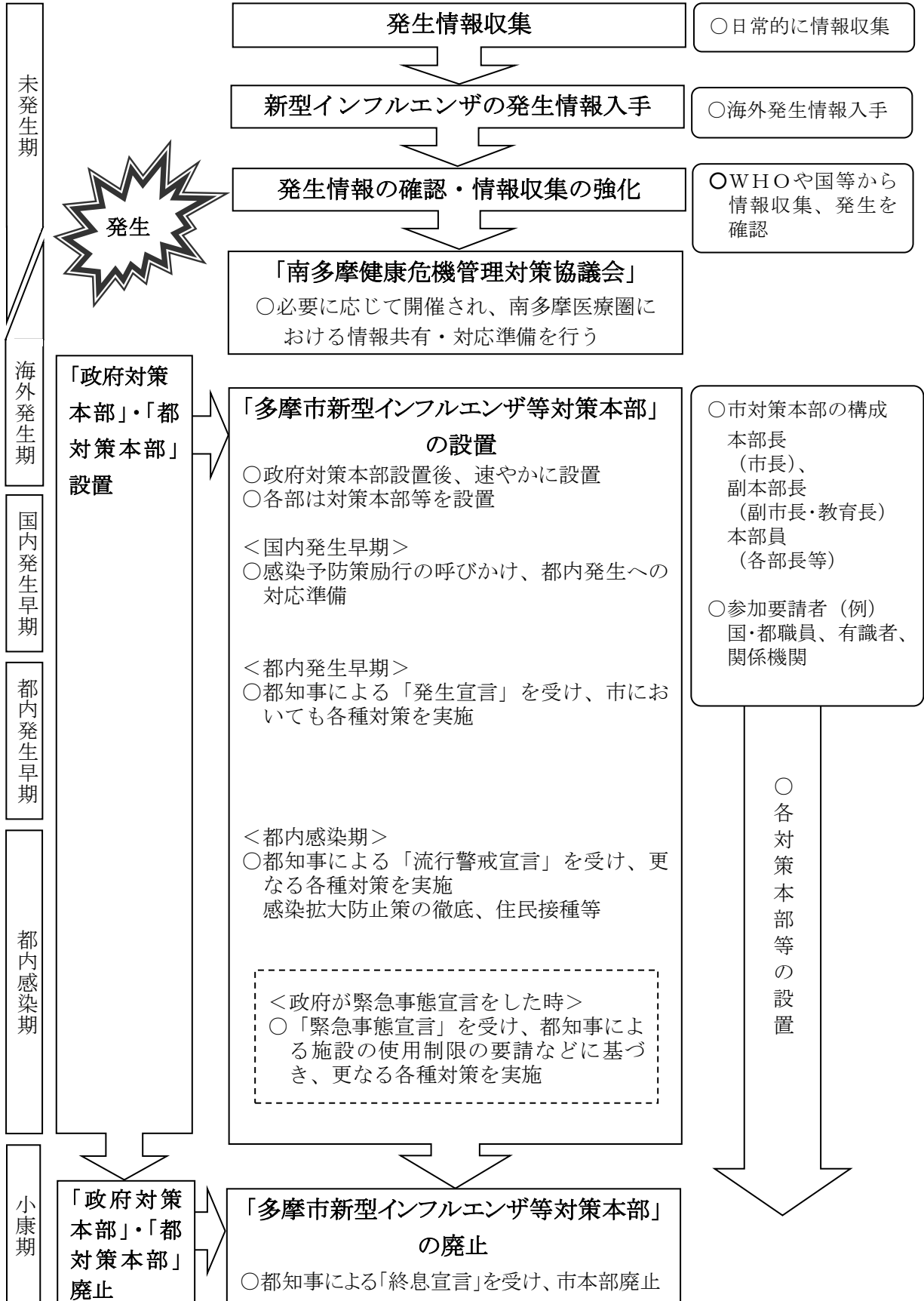
イ 多摩市対策本部会議

- 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡事項を円滑に行うため、必要に応じて対策本部の会議を招集する。

<多摩市対策本部の構成>



＜新型インフルエンザ等対策における危機管理体制＞



(2) 多摩市対策本部の各部の役割

<多摩市対策本部施行規則>

部の名称	部長	補佐	分掌事務
統括対策部	総務部長	監査委員事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部及び本部会議の庶務に関すること。 2 新型インフルエンザ等の対策における総合調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等の情報の把握及び報告に関すること。 4 各対策部との連絡調整に関すること。 5 消防団に関すること。 6 国、東京都、他市区町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 8 対策本部職員の動員及び服務に関すること。 9 職員の感染予防等に関すること。 10 職員の予防接種（特定4接種に限る。）に関すること。 11 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）に関すること。 12 市本庁舎の点検整備及び維持に関すること。 13 車両の調達に関すること。 14 新型インフルエンザ等の対策に必要な現金の出納及び保管に関すること。 15 新型インフルエンザ等に関する記録及び集計に関すること。 16 市保有資器材の調達及び分配に関すること。 17 他の対策部に属さないこと。 18 その他本部員に関すること。
市民情報対策部	企画政策部長	企画政策部参事、施設政策担当部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関すること（感染予防も含む。）。 2 報道機関との連絡調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等対策予算に関すること。
住民対策部	市民経済部長	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の家畜等に関する情報収集及び対策に関すること。 2 中小企業、農業団体等との連絡調整に関すること。
食糧物資調達対策部	くらしと文化部長	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護物資（医薬品以外）の調達及び配分に関すること。 2 救護物資（医薬品以外）の受入れ及び配分に関すること。 3 多言語による情報提供等、外国人支援に関すること。
福祉医療対策部	健康福祉部長	子ども青少年部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対策方針に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請に関すること。

			<p>4 予防接種の実施に関する事。</p> <p>5 予防接種に係る連絡調整に関する事。</p> <p>6 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保に関する事。</p> <p>7 福祉、医療分野における国及び東京都との連絡調整に関する事。</p> <p>8 保健所、医師会、歯科医会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。</p> <p>9 市内の各施設との連絡調整に関する事。</p> <p>10 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</p> <p>11 救護物資（医薬品等）の管理、輸送及び配分に関する事。</p> <p>12 死体の収容及び火葬並びに埋葬に関する事。</p> <p>13 市民の健康相談に関する事。</p> <p>14 要援護者に関する事。</p> <p>15 市立保育園園児の感染防止及び予防に関する事。</p> <p>16 学童クラブ及び児童館を利用する児童の感染防止及び予防に関する事。</p> <p>17 私立幼稚園及び私立保育園との連絡調整に関する事。</p> <p>18 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。</p>
復旧復興・給水対策部	都市整備部長	—	<p>1 道路の維持管理に関する事。</p> <p>2 下水道機能維持に関する事。</p> <p>3 給水に関する事。</p>
清掃対策部	環境部長	—	<p>1 公園及び緑地の維持管理に関する事。</p> <p>2 野生鳥獣の監視等に関する事。</p> <p>3 資源の使用抑制に関する事。</p> <p>4 ごみの排出抑制に関する事。</p>
避難所施設対策部	教育部長	教育部参事	<p>1 市立学校感染予防に関する事。</p> <p>2 東京都教育委員会との連絡調整に関する事。</p> <p>3 教育施設の点検及び維持に関する事。</p> <p>4 その他児童、生徒及び教職員に関する事。</p>
議会対策部	議会事務局長	—	<p>1 議員との連絡調整に関する事。</p>
市立小・中学校の教職員			<p>1 勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定める計画による。</p>
一部事務組合等の派遣職員			<p>1 勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定める計画による。</p>

備考

- 1 各部は、相互に連携協力するものとする。
- 2 各部は、総務部長の調整により相互に応援するものとする。
- 3 各施設管理者は、部長との連絡調整を図るものとする。

部の名称	通常の行政組織等
統括対策部	オンブズマン事務局、総務契約課、人事課、文書法制課、防災安全課、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、その他（元防災消防担当職員、多摩市役所職員アマチュア無線クラブ等横断的協力員等
市民情報対策部	企画課、行政管理課（行政管理係・資産活用係）、広報広聴課、財政課、情報システム課
住民対策部	課税課、納税課、市民課、経済観光課
食糧物資調達対策部	市民生活課、市民活動支援課、TAMA女性センター、文化スポーツ課、学校給食センター
福祉医療対策部	子育て支援課、子育て総合センター、児童青少年課、福祉総務課、健康推進課、保険年金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課
復旧復興・給水対策部	行政管理課（建築保全担当・設備保全係）、都市計画課、道路交通課、下水道課
清掃対策部	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課
避難所施設対策部	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター
議会対策部	議会事務局

第3章 対策の基本項目

多摩市行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)情報提供・共有、(2)感染拡大防止、(3)予防接種、(4)市民生活及び経済活動の安定の確保の4つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 情報提供・共有

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市民及び関係機関等が十分な情報を基に判断し適切な行動がとれるよう、市は、新型インフルエンザ等の予防及び感染拡大防止に関する情報を、各発生段階に応じて適切に情報提供し、共有を図ることが重要である。

(1) 情報提供手段の確保

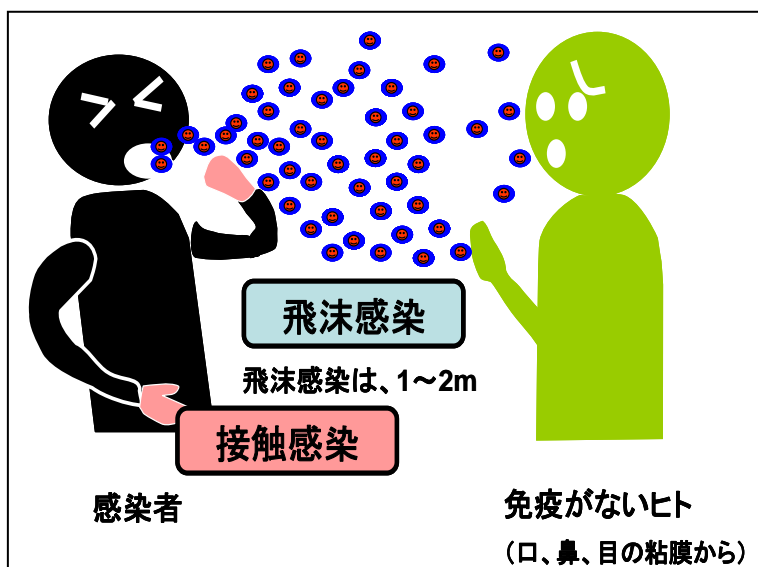
情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 未発生期の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染」と「接触感染」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



飛沫感染： 感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

接触感染： 皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

（３）発生時の情報提供

市内における感染状況、都保健所が設置する新型インフルエンザ相談センター等の各種相談窓口、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、公式ホームページ、ツイッター等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

特に、国内感染早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、庁内における情報共有のもと市民に情報を提供する。

（４）報道発表

新型インフルエンザ等への対策に係る市の対応を状況に応じてプレス発表する。

個人情報等の公表の範囲については、都に準じた情報を提供し、個人情報保護に留意する。

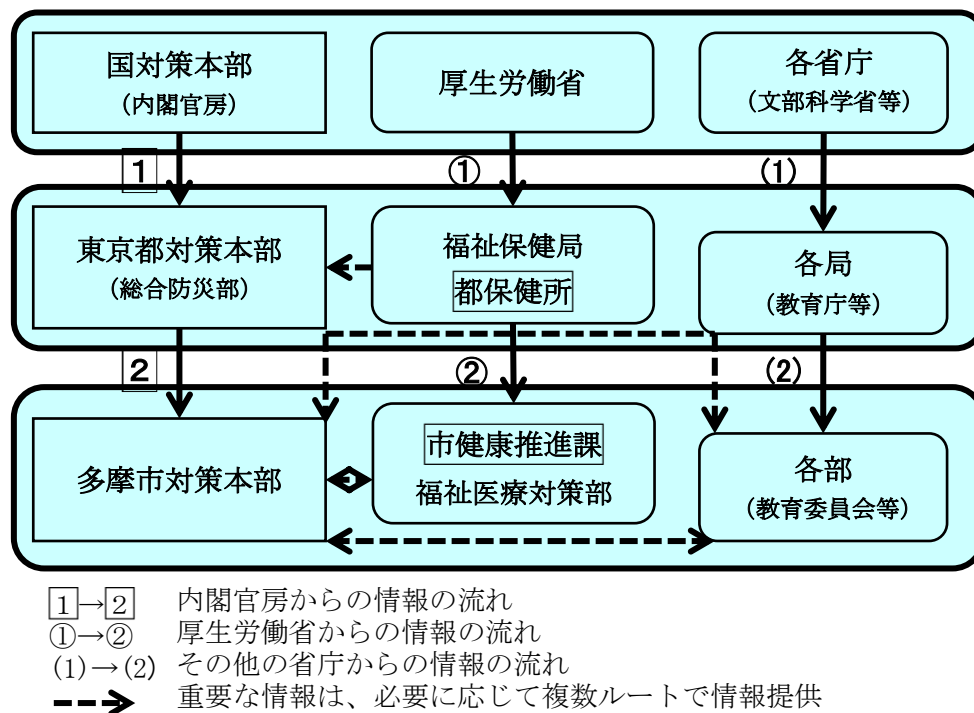
（５）庁内における情報共有

新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。

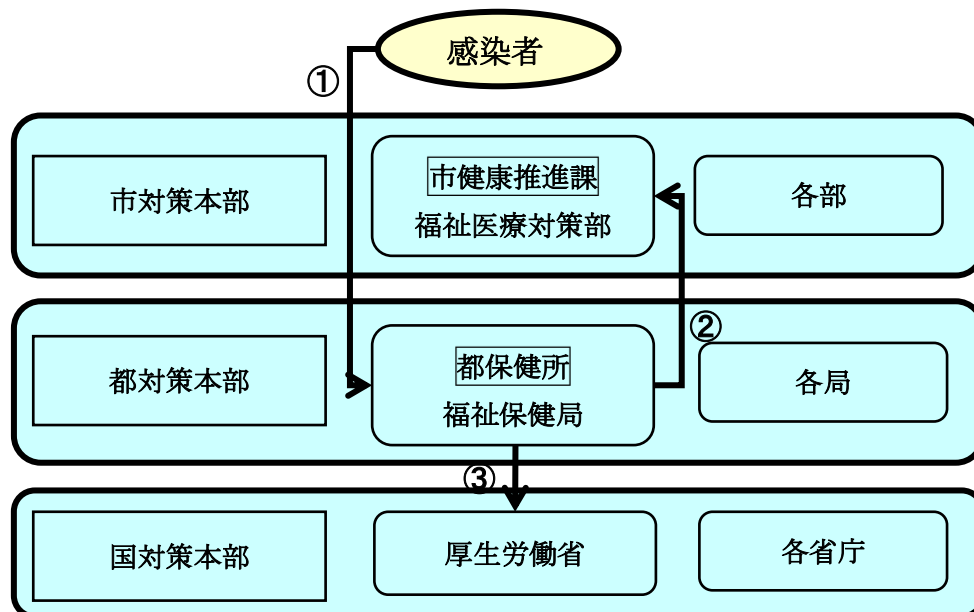
そのため市は、国や都からの情報を、正確に迅速かつ遺漏なく市民に提供することが重要である。

国や都から提供される情報は、複数のルートで情報提供されるため、各部署の情報を対策本部が一元化し、庁内で情報共有を図る。

< 新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等） >



< 新型インフルエンザ等に関する感染者に関する都からの情報の流れ >



(6) 医療機関等との情報共有

平常時から市は、医師会、薬剤師会、歯科医師会等との連携をはかり、また、感染症地域医療体制ブロック協議会（※1）等を通じて情報の共有化を図る。

都においては、感染症指定医療機関（※2）や感染症診療協力医療機関（※3）との緊急時情報連絡体制を構築する。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関（都内10 医療機関（平成25年8月現在））

※3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う

医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）（都内82 医療機関（平成25年8月現在））

(7) 関係機関等との情報共有

指定地方公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図る。

2 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

都内で発生した場合には、都の協力依頼（※1）に応じ市の公共施設及び市が主催する催物における感染予防策を実施する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時（※2）は、都知事が特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示するので、市は都からの要請に応じ、その取組み等に協力する。

※1 都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ・ 都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ・ 都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ・ 都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ・ 事業者感染拡大防止策への協力を依頼

※2 都の緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

- ・ 施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ・ 正当な理由なく要請に応じない場合は指示し、公表する。

（1）個人の感染拡大防止策

国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるために、都保健所に設置される新型インフルエンザ相談センターに電話等で問合せ、

その指示に従って指定された医療機関で受診するよう促す。

また、都の協力依頼に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 地域・職場における対策

特に、学校等の子ども関連施設、高齢者・障がい者等の社会福祉施設、職場などの集団の場合は、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、国内における発生の初期の段階から、発熱や咳、全身倦怠感などの症状がないか、健康観察等に努め注意喚起することが重要である。

新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された者への対応については、都保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒・利用者・職員等へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、都保健所へ報告するとともに、発症者の状況確認、児童・生徒・利用者・職員等の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の施設での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じるなど、都の要請や協力依頼に応じ、適宜協力する。

(3) その他

平常時から、発生段階に応じて実施し協力を求め得る感染拡大防止策について、あらかじめ市民や事業者へ周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都が外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを、周知し事前に理解を求める。

3 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なる発生前に製造したプレパンデミックワクチン（※1）と、発生後にそのウイルス株で製造するパンデミックワクチン（※2）の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

※1 プレパンデミックワクチン

鳥インフルエンザH5N1により製造したワクチンで、国が製造・備蓄している。ある程度の重症化防止効果が期待できる。

新型インフルエンザに有効である場合に、国が備蓄しているこのワクチンを用いる。医療従事者や社会機能維持者を対象に接種することで、医療機能と社会機能の低下を防止する。

※2 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生してから、そのウイルス株をもとに製造されるワクチンで効果は高いが、発生してからワクチン完成まで半年～1年かかる。

国はワクチンを全国民分、製造する予定で、製造され次第、順次接種を開始する。

(2) 特定接種

ア 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 特定接種の対象となり得る者

○「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事

業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。

○新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員（※）

「新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（区分1）」、「新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務（区分2）」、「民間の登録事業者と同様の職務（区分3）」に従事する者。

※ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

- ・ 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
多摩市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務を行う「多摩市対策本部員」
多摩市対策本部の事務を行う「多摩市対策本部事務局職員」
住民への予防接種を行う「保健師、健康センター等職員」
- ・ 区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
- ・ 区分3：民間の登録時事業者と同様の職務（運用は「登録事業者」と同様）
社会保険・社会福祉・介護事業、道路旅客運搬業、火葬場管理業、医療用廃棄物処理業、下水道業と同様の社会的役割を担う職務

ウ 接種順等の基本的事項

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

エ 接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員が所属する地方公共団体が実施主体となる。

市が実施主体となる場合は、特措法 28 条第 6 項に基づき予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時的予防接種）により、市職員を対象として実施する。原則として集団的接種により接種を実施する。

(3) 住民接種

ア 住民接種とは

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行う。

また、特に南多摩保健所管内の日野市、稲城市と十分な情報交換及び連携^{*}を図り、接種を進める。

〈参考 予防接種法第6条第1項と予防接種法第6条第3項の違い〉

	緊急事態宣言	努力義務	勸奨	接種費用の自己負担	健康被害の救済措置
臨時接種 第6条1項	あり	あり	あり 接種を受けるよう勧める	なし	予防接種法による救済
新臨時接種 第6条3項	なし	なし	あり 接種を受けるよう勧める	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能	

イ 接種順等の基本的事項

住民接種の実施にあたっては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、国が総合的に判断し、基本的対処方針により示される。

〈参考 住民接種の接種順位に関する基本的考え方〉

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部での確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。

- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対象方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」
(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)

ウ 接種体制

市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、マニュアル等を作成し体制の構築を図る。

国及び都は、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

4 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

(1) 要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

要援護者情報を把握し、必要な生活支援等ができるよう、あらかじめ支援態勢を確認する。

また、外国人への支援については多言語による情報提供等の支援を行う。

(2) 埋火葬等

火葬場の火葬炉を稼働させる。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体安置所を直ちに確保する。

さらに、埋火葬を円滑に行うことが困難な場合、公衆衛生上の危害を防止するため緊急の必要がある場合には、特措法第 56 条第 3 項の規定に基づき、墓地埋葬法（抄）の手続の特例に基づく埋火葬に係る手続きを行う。

(3) 物資及び資器材の備蓄等

新型インフルエンザ対策の実施に必要な医薬品、その他の物資及び資器材を備蓄する。

(4) 食料品・生活必需品の確保等

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、個人・家庭における対策として、自助の視点から最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことについて普及啓発する。また、食料品・生活必需品等の購入にあたって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

(5) ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。平常時のごみ処理維持が困難な場合は、市民や事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。

(6) 市役所機能の維持

<要員確保対策（例示）>

要員確保策	発生段階別の対策		
	海外発生期	国内発生早期～ 都内発生早期	都内感染期以降
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン機能を維持するため、施設ごとに経験者を確保 ・施設ごとに転出者、退職者リスト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への感染予防措置 ・要員リストの確認・本人周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への感染予防強化 ・必要な業務及び人員の把握 ・配置場所等の具体的検討 ・転出者、退職者の協力可否の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手段の変更 ・優先業務への人員配置

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。

このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。

また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

＜業務区分の考え方＞

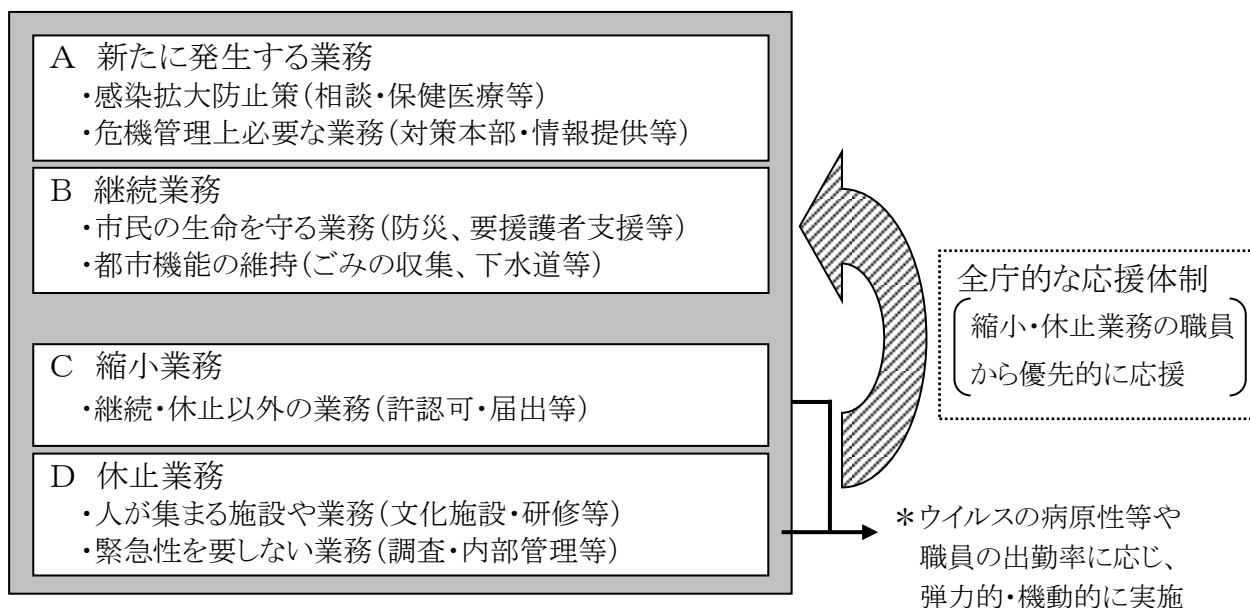
区分		考え方	主な業務（例示）
職員 100%	A 新たに発生する業務	・感染拡大防止策 ・危機管理体制上、必要となる業務	・相談、保健医療など ・新型インフルエンザ等に関する情報提供
	B 継続業務	・市民の生命を守るための業務 ・都市機能の維持に係る業務 ・休止すると重大な法令違反となる業務 ・市の業務維持のための基盤業務	・防災、要援護者支援など ・ごみの収集、下水道など ・戸籍届出など ・通信、各種システムの維持
	C 縮小業務	・継続・休止以外の業務 ・対面業務を中止して、工夫して実施する業務	・許認可、届出・交付、窓口相談業務など
	D 休止業務	・多数の人が集まる施設や業務 ・その他、緊急性を要しない業務	・学校、集客施設、研修など ・緊急性を要しない管理・調査、一般工事など
	通常業務		職員 60%

イ 各部の業務継続と応援体制

各部は、多摩市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各部の業務継続計画（BCP）やアニュアル等を整備し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、福祉医療対策部等の人員が不足する部に対しては、本部体制の下、各課のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

＜業務の整理と応援体制＞



ウ 市の公共施設での感染拡大防止策

市の公共施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。

平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、市民や事業者に協力を依頼する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

市が自ら率先して、以下に示した対策（職員の健康管理・市の公共施設での感染拡大防止）を実践し、市民や事業者等の参考モデルとなるよう周知する。

市の公共施設での感染拡大を防止するため、公共施設の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

都内で感染が拡大し、公共施設内での感染拡大防止策を徹底する必要がある場合には、次の措置を講じる。

<市の公共施設での感染拡大防止>

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市の公共施設に勤務の関係機関への要請	・市の公共施設に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ公共施設出入口を制限 ・市職員と来庁者の動線を分け、パーテーションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来所者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・不特定多数の来所者などに接する職員は、マスク等を使用
配送業者への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

エ 職員の健康管理

市職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取り組みを通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

5 その他

市は、都保健所が実施する感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、地域における医療確保計画の策定に参画するなど、南多摩保健医療圏における医療体制の整備の促進に協力する。また、医師会等と連携し、地域における診療体制を確保する。

このほか、都及び都保健所の対策に適宜協力するとともに、国内感染期には、関係団体の協力を得ながら新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する患者を支援する。

＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言を行ったときは、多摩市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく多摩市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

政府が緊急事態解除宣言をした場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分（※）ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づき、都知事が、感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上で決定する。

※ 政令第 11 条による施設の区分

○区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設
（学校、保育所等）

⇒特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

○区分 2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設

（病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等）

⇒特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

○区分 3 施設 運用上柔軟に対応すべき施設

（大学等、劇場、運動・遊戯施設、集会場、展示場、百貨店（食品売り場を除く）遊興施設等）

⇒特措法第 24 条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

(2) 措置の内容

都知事が、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し要請する。

- 施設の使用の停止（特措法第 45 条）
- 感染防止のための入場者の整理（政令第 12 条）
- 発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第 12 条）
- 手指の消毒設備の設置（政令第 12 条）
- 施設の消毒（政令第 12 条）
- マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第 12 条）
- その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 施設及び催物の使用制限等をする際意思決定手続

都知事が、特措法第 45 条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら迅速に決定する。

市は、都知事の要請を受け、施設及び催物等の使用制限に協力をする。

(4) 措置の対象と実施方法

○ 市民

都知事が、特措法第 45 条に基づき、市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）となる。市は、感染予防策の徹底、感染拡大防止に協力する。

○ 区分 1 施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事が、特措法第 45 条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。市は、施設の使用制限に協力をする。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護及

び市民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき指示を行う。

都知事は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 区分 3 施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事が、特措法第 24 条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。市は、施設の使用制限に協力をする。

特措法第 24 条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命・健康の保護、市民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条に基づき、指示を行う。

都知事は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 予防接種

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、市民に対し、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

国又は都は、医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、保健所設置区市及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

4 市民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

（１）電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

（２）運送・通信の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

（３）サービス水準に係る市民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

（４）緊急物資の運送等

都は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

（５）生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図れるよう、都の要請に協力し対応する。

また、生活関連物資等の需給・価格動向について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた市民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都へ適切な措置を講じるよう要請する。

（６）埋葬・火葬の特例等

都の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働するよう、市は協力する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

（７）新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第 85 号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

（８）新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

第4章 各段階における対策

＜各段階における多摩市の主な対策＞

段階	体制 実施	各段階の状態			
		情報提供・共有	感染拡大防止	予防接種	市民生活及び経済活動の安定の確保
未発生期	訓練の実施等	新型インフルエンザ等が発生していない状態			
		都保健所から情報収集 市民等への情報提供 発生時の情報提供手段、共有体制の整備	市民等へ基本的な感染 予防策の普及	職員への特定接種の 実施体制構築 住民接種の実施体制 構築	要援護者の把握と具体的 支援の検討 火葬能力の把握
海外発生期	市対策本部設置	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態			
		都保健所から情報収集 感染予防策の情報提供 感染が疑われる場合の 受診方法の情報提供	市民等へ基本的な感染 予防策の実践を促す	職員への特定接種の 実施 住民接種の準備開始	要援護者等へ海外発生 の連絡 火葬能力の限界を超える 場合の安置場所の準備
国内発生早期	↓	国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態			
		市民等へ感染予防策 励行の呼び掛け 国内発生状況等の情報 提供	学校・保育・社会福祉施 設等へ、感染予防徹底 の呼び掛ける	住民接種の実施 特定接種の実施協力	要援護者等へ国内発生 の連絡 安定供給のための適切 な消費活動の呼び掛け
都内発生早期	↓	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態			
		市民等へ感染予防策 励行の呼び掛け 都内発生状況等の情報 提供	学校・保育・社会福祉施 設等へ、基本的対処 方針・都の要請、都が行う 接触者対策への協力を 呼び掛ける	住民接種の実施 特定接種の実施協力	要援護者等へ都内発生 の連絡 安定供給のための適切 な消費活動の呼び掛け
都内感染期	↓	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態			
		健康相談・医療機関受 診ルールの情報提供 都内発生状況等の情報 提供	都が行う接触者対策へ の協力を中止し、広く感 染拡大防止を徹底する 都の要請による感染拡 大防止対策の実施	住民接種の実施 特定接種の実施協力	要援護者等へ都内流行 の連絡と、関係機関へ対 応の依頼 安定供給のための適切 な消費活動の呼び掛け
小康期	市対策本部廃止	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			
		市民等へ第一波終息の 情報提供 第二波の情報収集、第 二波に備え、情報提供 手段、共有体制の維持	第二波に備えた感染拡 大防止対策の見直し	第二波に備えた住民 接種の実施	緊急事態措置の縮小・中 止 平常時の市民生活への 回復を呼び掛ける

1 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、多摩市行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、公式ホームページやツイッターをはじめとする広報媒体を広く活用して、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用・咳エチケット・手洗い等の感染予防策について普及啓発を行う。
- 新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。
- 新型インフルエンザ等の発生時は、都の要請により市民に感染拡大防止策の協力を求め、政府が都内を区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知し、理解を求めるとともに、家庭での備蓄などの必要性について周知しておく。
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、市の広報媒体の活用及び実施方法について事前に検討し、広報手段を整備する。

特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、市民への重要な情報の提供については、事前に検討しておく。

イ 関係機関への情報提供・共有

関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、多摩市行動計画への理解と協力を求める。また、新型インフルエンザ等発生時に関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう災害対策に準じてあらかじめ庁内の体制を整備する。
- 市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備し、情報伝達訓練を実施する。

(2) 感染拡大防止

ア 対策実施のための準備

マスク着用・咳エチケット・手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- 市民に、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策の周知を行う。
- 施設等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。

(3) 予防接種

ア 特定接種

特措法第 28 条に基づき、集団的な接種を行うことを基本に、特定接種ができるよう体制を構築する。

- 市職員の特定接種に向け、多摩市医師会と協定を締結する等、接種体制構築を図る。
- 国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。
また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、多摩市医師会等と連携し、必要な支援を行う。

イ 住民接種

特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市民へ速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図るため、多摩市医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討しておく。
- 接種会場について、健康センター・学校などの公共施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により確保できるよう検討しておく。
- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体と広域的な協定を締結するなど、必要な場合は多摩市以外における接種を可能にするよう努める。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

高齢者、障がい者等の要援護者や火葬能力等について、事前に把握・検討しておく。新型インフルエンザ等の発生時の市民生活の安定の確保のため、準備を行う。

- 高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
- 都と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

2 海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都（市）内発生の遅延と早期発見に努める。
- 都（市）内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 都（市）内発生した場合には早期に発見できるよう、都保健所と連動し情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市内医療機関等や事業者及び市民に準備を促す。
- 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、都保健所が行う検査体制及び診療体制の確認、市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報、公式市ホームページ等あらかじめ定めた広報手段を基

に広報を行う。

- 個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。
- 高齢者や障がい者等に対しては、様々な媒体により各所管課から情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。
- その他の関係機関に対し、各所管からの的確に情報提供を行う。

(2) 感染拡大防止

市民に、感染予防策の周知を図ると共に、医療関係者などに標準予防策などの徹底を呼び掛ける。

学校については、市内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を実践するよう促す。

(3) 予防接種

ア 特定接種

国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第 28 条に基づき、国の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。

イ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、市は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、市は接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

市は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、健康センター・学校などの公共施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

<住民接種順位等の基本的考え方>

「対策の基本項目」「予防接種」の項を参照

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

また、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

（４）市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の消費活動の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼び掛ける。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
- 社会的弱者への生活支援として、インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期（都内未発生）

○都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

<目的>

- ①都（市）内での発生に備えた体制の整備を行う。
- ②新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

<対策の考え方>

- ①都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- ②医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- ③住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

（１）情報提供・共有

ア 市民への情報提供

都以外の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、市民に周知し、市民への感染予防策の励行を呼び掛ける。
また、発生状況など国の最新情報を、市の広報媒体を活用し、市民に情報提供する。
- 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など、最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。
- 高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都（市）内発生に備えた協力を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都（市）内発生に備えた協力を要請する。
- その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。

（２）感染拡大防止

ア 感染拡大防止策の準備

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。
- 感染リスクが高い施設について、国及び都が決定する方針等に基づき、都内発生時の対応準備を呼び掛ける。
- 【緊急事態宣言時の対応】
- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や、学校等の施設使用制限等の情報を、市民等に提供して理解・協力を求める。

（３）予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

特定接種については、国及び都と連携し接種に協力する。

ア 住民接種（新臨時接種：国の緊急事態宣言が行われていない場合）

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。

イ 住民接種（臨時接種：国の緊急事態宣言が行われた場合）

有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。

ウ 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国又は都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

（4）市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都（市）内での発生、流行に備えた準備を行う。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
- 高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。

4 都内発生早期

○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- ①都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- ②患者に適切な医療を提供できるよう、都の対策に協力する。
- ③感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- ①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ②医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ③患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ④新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑥住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

市民に、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

○都（市）内での新型インフルエンザ等の発生を情報提供し、感染拡大防止のために標準予防策の励行を市民に呼び掛ける。

国内での発生状況など最新情報を広報媒体のほか、関係機関、メディア等の協力を得て、市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。

また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。

- 高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都（市）内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都（市）内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。
- その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。

（２）感染拡大防止

ア 感染拡大防止策

市民に、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。市の公共施設においては、率先して感染予防策を実施する。

学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

事業所及び福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、国が都内を区域として緊急事態宣言をした場合に、施設の使用や催物の制限があり得ることについては、事前に周知する。

- 学校は、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、都保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。
また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。
- 学童クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止に努め

るよう呼び掛ける。

また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。

- 高齢者・障がい者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、基本的対処方針や都の要請等に基づき実施するよう協力を呼び掛ける。

【緊急事態宣言時の対応】

- 都が実施する不要不急の外出自粛要請や、学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供して理解・協力を求める。

(3) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

ア 住民接種（新臨時接種：国の緊急事態宣言が行われていない場合）

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

イ 住民接種（臨時接種：国の緊急事態宣言が行われた場合）

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。

ウ 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国又は都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、流行に備えた準備を依頼する。

○食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

○社会的弱者への生活支援として、インフルエンザ等の発生が都内で確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

○火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の運用準備を行う。

【緊急事態宣言時の対応】

○生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を呼び掛ける。

5 都内感染期

○都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)

<目的>

- ①医療体制を維持できるよう、都の対策に協力する。
- ②健康被害を最小限に抑える。
- ③市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- ①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- ②状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- ③流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- ④医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑤欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。
また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑥受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- ⑦状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 対策を「都内感染期」に切り替えること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。
- 高齢者、障がい者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
- 医療機関の受診ルールの変更について、情報提供する。
新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、通常の感染症の診療を行う全ての医療機関等が担うことになるため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。
- 国内及び都内での発生状況など最新情報を市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。
また、患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。
- 市は情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、従事者の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、都内感染期の対応を依頼する。
- また、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報や国や都の方針、入院医療体制の変更を迅速に提供する。

(2) 感染拡大防止

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、都保健所は患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、市は広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、国が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、市民の不

要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等に協力する。

○市民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、国が緊急事態を宣言した場合には、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。

○学校は、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、都保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止を徹底する。

また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。

○学童クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止を徹底するよう呼び掛ける。

また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。

○高齢者・障がい者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、基本的対処方針や都の要請等に基づき実施するよう協力を呼び掛ける。

【緊急事態宣言時の対応】

○都が実施する要不急の外出自粛要請や、学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供して理解・協力を求める。

(3) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し供給する。国が特定接種を、市が住民接種を進める。

ア 住民接種（新臨時接種：国の緊急事態宣言が行われていない場合）

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

イ 住民接種（臨時接種：国の緊急事態宣言が行われた場合）

有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時予防接種を継続する。

ウ 特定接種

市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国又は都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

（4）市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、ライフライン等の維持、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、対応を依頼する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
 - 関係団体や事業者等に、高齢者や障がい者等の要援護者への支援について、協力依頼する。
 - 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を依頼する。
 - 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を呼び掛ける。
 - 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。
 - 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の運用を行う。
- 【緊急事態宣言時の対応】**
- 生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売惜しみを行わない等適切な行動を呼び掛ける。

6 小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- ①第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ②第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報提供・共有

ア 市民への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

高齢者や障がい者等に対しては、様々な媒体により各所管から情報提供を行う。

イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

(2) 感染拡大防止

流行の状況を踏まえ、流行の第二波に備えて感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

(3) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

ア 住民接種（新臨時接種：国の緊急事態宣言が行われていない場合）

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 住民接種（臨時接種：国の緊急事態宣言が行われた場合）

流行の第二波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を進める。

(4) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。

新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内 3市連携・協力に関する基本協定

日野市、多摩市、稲城市（以下「連携市」という。）は、次のとおり新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市連携・協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年度法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）に対する対策において、連携市が相互に幅広い分野で連携・協力することにより、連携市の区域内における感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護するとともに、住民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小とすることに寄与することを目的とする。

（連携・協力する事項）

第2条 連携市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等に関する関係機関及び住民への情報提供に関する事項
- (2) 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等の感染拡大防止に関する事項
- (3) 生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (5) その他連携市が必要と認める事項

（協議会の設置）

第3条 連携市は、本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、新型インフルエンザ等対策行動計画南多摩保健所管内3市協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携市が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書3通を作成し、連携市署名して、各1通を保有するものとする。

平成26年11月19日

東京都日野市神明一丁目12番地の1

日野市

代表者 日野市長

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市

代表者 多摩市長

東京都稲城市東長沼2111番地

稲城市

代表者 稲城市長

印刷物番号

26-27

多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年10月発行

編集・発行 多摩市健康福祉部健康推進課
〒206-0011 東京都多摩市関戸4丁目19番地5
TEL 042 (376) 9111

※必要に応じて改訂することがあります。最新版は多摩市公式ホームページをご覧ください

